



防災行動力を身につける

防災訓練で実践力を養おう

災害についての知識や備えは、それを現場で生かす力があって初めて役に立つもの。災害からあなたと家族、私たちのまちを守るには、適切に対処できる防災行動力を身に付けておくことが大事です。

防災行動力は、普段の体験から養われます。特に、防災訓練などを通して自分の体で覚えたことは、災害時の大きな力となります。

来る9月7日、竜王町総合防災訓練を行います。訓練に参加して、災害への実践力を磨きましよう。



防災のテクニック 体を使って覚えよう

防災を他人任せにしているだけでは、災害から身を守ることはできません。で

災害はいつ、どこで、どのような形で発生するか分からず、発生そのものを阻止することはできません。だからこそ、行政・地域・関係機関がそれぞれの役割を果たし、協力して常日ごろから災害への備えを行うことが重要です。

滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震や東南海・南海地震の発生によって大きな被害が出ると予測しており、地震はいつ起きても不思議ではない状況です。

すから、「普段からの備えを万全にして、いざという時に落ち着き、速やかに適切な行動ができる」ようにしておかなければなりません。「自分たちのまちは自分たちで守る」を合い言葉に、個人の力・地域の力を結集し、災害に強いまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みましよう。

町総合防災訓練にご参加ください

9月7日午前6時、琵琶湖西岸断層帯の活動によりマグニチュード7.8の直下型地震が発生し、竜王町では震度6弱を記録したと想定して、総合防災訓練を行います。

今回は、地震発生直後から「自分は何をするべきか」について、住民の皆さんと関係機関のご協力を得て訓練します。各地区ですべての区民の安全確認訓練、第一次避難所への避難訓練、被害状況調査・収集活動・報告を行う被害状況収集訓練、被害者の救出救助活動などを行います。

平成20年度 竜王町総合防災訓練

と き ■ 9月7日(日) 6:00～8:00

※気象警報が発表された時は中止

場 所 ■ 町内各地・役場

お願い 当日の6:00(訓練開始時)と8:00(訓練終了時)に、屋外ランベツ放送などを利用した緊急放送を行います。住民皆様のご理解とご協力をお願いします。





「ドン!」「グラッ!」と来たら

慌てず確実に 身につけたい この行動

災害発生

★まず身を守ることに徹します。机やベッドの下に身を隠し、寝ている時は布団・枕で頭を守ります。

★小さな揺れでも火を消す習慣をつけておきましょう。ただし、自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターが設置されているので、無理をはいけません。

★避難口を確保します。ドア・窓を開けて脱出口を確保します。

★火元の確認と初期消火をします。

★屋内でも靴をはきます。ガラスなどから足を守り、すぐに避難できるようにしておきます。

1～2分後

★家族の安全を確認します。家屋の倒壊・山崩れなどの危険があれば、直ちに避難します。屋外に出る時は、割れたガラスや瓦、看板が落ちてこないか十分注意します。

★非常持ち出し品を手元に用意します。

★近所の出火を確認します。



3～5分後

★地域の災害時要援護者の安否を確認します。

★情報を収集します。ラジオなどから正しい情報を集め、デマに惑わされないようにします。

5～10分後

★余震による家屋の倒壊や、火災の延焼などの危険があれば避難します。

★子どもを学校などに迎えに行きます。

★出火を防止します。ガスの元栓を閉めます。自宅を離れる時は、電気ブレーカーも落とします。

★自宅を離れる時は、行き先をメモに書いて玄関など目立つ所に貼ります。

竜王町防災
安全確認カード



10分後～
数時間後

★非常備蓄品を取り出します。自足の生活が原則ですが、地域での助け合いも大切です。

★自主防災組織や隣近所と協力して、救助救出・消火活動を行います。消防署などへの通報もします。

★避難する時は集団で行動します。避難は徒歩とし、ブロック塀・切れた電線・ガラス窓には近づかないようにします。

★情報を収集します。町の広報に注意します。

～3日



問 竜王町総合防災訓練事務局（生活安全課内）

58・3703

「竜王町災害時要援護者支援マニュアル」ができました

災害時要援護者

登録申請の受け付けを始めます

災害が発生した時、障がいのある人や高齢者など自らの力だけでは迅速な避難ができない人（要援護者）の命を守るためには、地域や行政が一体となって支援を行うことが必要です。

このため、町では「災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。このマニュアルに基づき、災害時要援護者登録申請の受け付けを始めます。この申請は、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする人が、災害時に地域の支援を受けられるよう、あらかじめ個人の情報を町に登録するものです。

災害時要援護者とは

地震などの災害が発生した場合に、自力での移動や情報の収受が難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる人で、竜王町では次の基準に該当する人としています。

- * 一人暮らし高齢者
(75 歳以上)
- * 高齢者のみの世帯
(75 歳以上)
- * 介護保険の要介護 3
以上の該当者



- * 外国人
- * 乳幼児
(0 ～ 3 歳)
- * 妊産婦



- * 身体障がい者(児)
(身体障害者手帳 2 級以上)
- * 知的障がい者(児)
(療育手帳 A 判定)
- * 精神障がい者
(精神障害者保健福祉手帳 1 級)
- * 常時特別な医療などを必要とする
在宅療養者
例：人工透析を受けている人、
難病の人、低肺機能者



※災害時要援護者に該当しない高齢者や障がい者などの人でも、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する人はご相談ください。

登録申請の方法

登録を希望される人は、災害時要援護者登録申請書に必要事項を記入して、役場 福祉課（福祉ステーション内）に提出してください。

登録申請書は、役場 生活安全課・福祉課でお渡しします。

登録台帳を整備します

この申請書により、個人の情報を集約した自治区ごとの台帳を作成し、関係支援団体（自治会・消防団・民生委員児童委員）に情報を提供します。この台帳は、万一災害が発生したときに役立ちます。

なお、関係支援団体に提供する情報は、住所・氏名・生年月日・電話番号・緊急連絡先などです。